変 更 後

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

略

2. 中心市街地の位置及び区域

略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 略

「2〕略

[3] 略

[4] 具体的な目標数値の考え方

(1) 略

(2) 略

(3) 中心商店街営業店舗数

中心商店街営業店舗数の目標数値

(単位:店舗)

	現況(H25)	目標数値(H31)
営業店舗数 (中心商店街)	365	371

中心市街地の営業店舗数については、調査開始以後減少傾向にあり、空き店舗の増加もともなって、活力あ ふれる中心市街地の実現において大きな課題となっている。

営業店舗数は、平成31年には355店舗になると推計されることから、空き店舗活用事業や外国人対応おもてなし拠点施設整備事業による16店舗の増加分を加算した371店舗を目標数値とする。

中心商店街の店舗数の推移

(単位:店)

	営業店舗数	空き店舗数	空き店舗率
平成19年	375	41	9. 9
平成20年	374	42	10. 1
平成21年	366	49	11.8
平成22年	368	49	11.8
平成23年	363	52	12. 5
平成24年	360	55	13. 3
平成25年	365	53	12.7

出典:高山市商工課

変 更 前

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

2. 中心市街地の位置及び区域

略

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 略

「2] 略

[3] 略

[4] 具体的な目標数値の考え方

(1) 略

(2) 略

(3) 中心商店街営業店舗数

中心商店街営業店舗数の目標数値

(単位:店舗)

	現況(H25)	目標数値(H31)
営業店舗数 (中心商店街)	365	371

中心市街地の営業店舗数については、調査開始以後減少傾向にあり、空き店舗の増加もともなって、活力あふれる中心市街地の実現において大きな課題となっている。

営業店舗数は、平成31年には355店舗になると推計されることから、空き店舗活用事業や外国人対応おもてなし拠点施設整備事業による16店舗の増加分を加算した371店舗を目標数値とする。

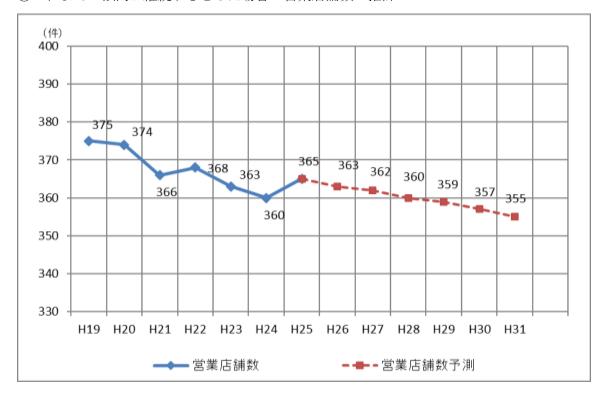
中心商店街の店舗数の推移

(単位:店)

	1 6 101/11 12 - 2 / 1	1 HIII 200 - > 1 IE 15	(-12./1)
	営業店舗数	空き店舗数	空き店舗率
平成19年	375	41	9.9
平成20年	374	42	10.1
平成21年	366	49	11.8
平成22年	368	49	11.8
平成23年	363	52	12.5
平成24年	360	55	13. 3
平成25年	365	53	12.7

出典:高山市商工課

①これまでの傾向が継続するとした場合の営業店舗数の推計



②効果算出根拠

a) 現狀趨勢

中心商店街の営業店舗数は減少傾向にあり、平成 19 年から平成 25 年までの各年における前年比率の平均を 見ると 99.56%となっている。今後、新たな対策を講じない場合の平成 31 年の営業店舗数の推計にあたり、 前述の減少率を想定し 355 店舗 (△ 10 店舗) と見込む。

現状趨勢による減少量 = △ 10 店舗

上記、現状趨勢を踏まえ、中心商店街の営業店舗数を増加させるにあたり、後述のまちづくり会社が新たな取り組みとして、中心商店街の空き店舗を総合的に活用する取り組みを行う。

b)総合的な空き店舗活用促進事業による増加量

まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。(チャレンジショップ事業)

また、地産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。(アンテナショップ事業)

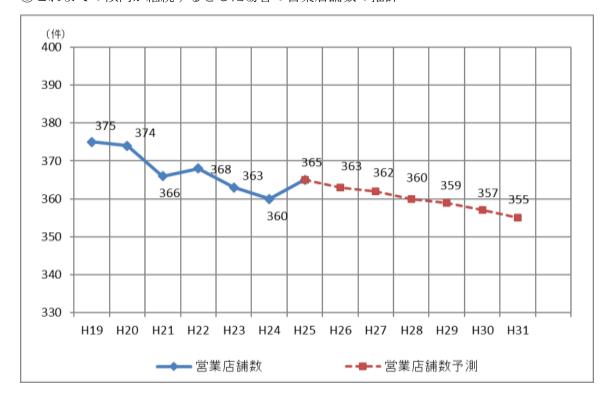
b-1) チャレンジショップ事業による増加量

当該事業においては、商店街振興組合が主体のドリーミン事業による店舗及び社会福祉法人等が整備したコミュニティ施設を除くと、平成19年に空き店舗を活用し創業した事業者1件に対して助成を行って以降活用がない状況である。

平成27年度以降は、まちづくり会社が中心商店街にある空き店舗等に集客効果やにぎわい創出に寄与する業種や業態の事業者を募集し、募集を受けて起業する事業者に対して新規開業に係る店舗改修費および家賃の一部を助成することにより、毎年1店舗ずつ開業を促進する計画である。

チャレンジショップ事業による増加量=5店舗 (1店舗/年×5年)

①これまでの傾向が継続するとした場合の営業店舗数の推計



②効果算出根拠

a) 現狀趨勢

中心商店街の営業店舗数は減少傾向にあり、平成 19 年から平成 25 年までの各年における前年比率の平均を見ると 99.56%となっている。今後、新たな対策を講じない場合の平成 31 年の営業店舗数の推計にあたり、前述の減少率を想定し 355 店舗 (△ 10 店舗) と見込む。

現状趨勢による減少量 = △ 10 店舗

上記、現状趨勢を踏まえ、中心商店街の営業店舗数を増加させるにあたり、後述のまちづくり会社が新たな取り組みとして、中心商店街の空き店舗を総合的に活用する取り組みを行う。

b)総合的な空き店舗活用促進事業による増加量

まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。(チャレンジショップ事業)

また、地産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。(アンテナショップ事業)

b-1) チャレンジショップ事業による増加量

当該事業においては、商店街振興組合が主体のドリーミン事業による店舗及び社会福祉法人等が整備したコミュニティ施設を除くと、平成19年に空き店舗を活用し創業した事業者1件に対して助成を行って以降活用がない状況である。

平成 27 年度以降は、まちづくり会社が中心商店街にある空き店舗等に集客効果やにぎわい創出に寄与する業種や業態の事業者を募集し、募集を受けて起業する事業者に対して新規開業に係る店舗改修費および家賃の一部を助成することにより、毎年1店舗ずつ開業を促進する計画である。

チャレンジショップ事業による増加量=5店舗 (1店舗/年×5年)

b-2) アンテナショップの開設における営業店舗増加

まちづくり会社が地場産品の紹介や販売、消費者ニーズの把握や市場調査、消費者の反応を探ることなどを目的に中心商店街にある空き店舗を活用して、アンテナショップを1店舗開設し直接運営する。

アンテナショップの開設による増加量 = 1 店舗

総合的な空き店舗活用促進事業による増加量 = 6店舗

c) 外国人対応おもてなし拠点施設整備事業による営業店舗数の増加

まちづくり会社が商業施設である「外国人対応おもてなし拠点施設」を新たに整備することにより、商空間としての魅力向上と商業機能の強化、市内外からの誘客、中心商店街の回遊性の向上を図る。 当該事業において新たに10店舗整備される予定である。

「外国人対応おもてなし拠点施設整備事業」による増加量 =10 店舗

【株式会社まちづくり飛騨高山について】

株式会社まちづくり飛騨高山(まちづくり会社)は、飛騨高山の有する歴史、文化、伝統など地域特性を活かし、地域住民に喜ばれ親しまれる中心市街地の形成とともに、観光客をはじめ訪れる人たちにとって魅力ある活気にあふれたまちづくりの推進を目的とし、「中心市街地に関する法律」の規定に基づく会社として平成21年3月に設立された。(出資額:高山商工会議所3,000万円、高山市500万円、高山本町会商店街振興組合250万円、十六銀行250万円、大垣共立銀行250万円、北陸銀行250万円、高山信用金庫250万円、飛騨信用組合250万円)

設立後5年以上が経過したが、専従の職員が配置されておらず、具体的な事業展開が進んでいないのが現状である。

平成27年度からは構成団体より職員を派遣し人員体制を確保するとともに、空き店舗活用を核とした中心市街地活性化の取り組みを一体的に進めていく。

まちづくり会社の実施事業

- ○チャレンジショップ事業 (公募型 店舗改修・家賃助成)
- ・最初から独立店舗を開設することが困難な事業者に対し、一定期間低廉な価格で店舗を貸し出すことを目 的に、公募型の空き店舗活用事業を実施
- ○商店街振興等に係る各助成金交付事務
 - ・商店街機能強化事業助成金(チャレンジショップ事業他)交付事務
 - ・空き店舗対策事業助成金(家賃助成・シースルーシャッター等設置他)交付事務
- ・まちなか活性化イベント助成金交付事務
- ・まちなか居住促進事業助成金(住宅の新改築・家賃他)交付事務
- ○各種調查事業等
 - ・中心市街地内の空き家や空き店舗について、所有者の意向等の確認による利用可能な物件のデータ集積
- ・中心商店街の歩行者の通行量調査及び閉店時間調査
- 補助金受付事務
- ○指定管理事業の受託(駐車場、公共施設管理)
- ○アンテナショップ事業(直営店)
 - ・地場産品の紹介や販売、消費者の反応を探ることを目的としたアンテナショップの運営
- ○外国人対応おもてなし拠点施設整備事業

b-2) アンテナショップの開設における営業店舗増加

まちづくり会社が地場産品の紹介や販売、消費者ニーズの把握や市場調査、消費者の反応を探ることなどを目的に中心商店街にある空き店舗を活用して、アンテナショップを1店舗開設し直接運営する。

アンテナショップの開設による増加量 = 1 店舗

総合的な空き店舗活用促進事業による増加量 = 6店舗

c) 外国人対応おもてなし拠点施設整備事業による営業店舗数の増加

まちづくり会社が商業施設である「外国人対応おもてなし拠点施設」を新たに整備することにより、商空間としての魅力向上と商業機能の強化、市内外からの誘客、中心商店街の回遊性の向上を図る。 当該事業において新たに10店舗整備される予定である。

「外国人対応おもてなし拠点施設整備事業」による増加量 =10 店舗

【株式会社まちづくり飛騨高山について】

株式会社まちづくり飛騨高山(まちづくり会社)は、飛騨高山の有する歴史、文化、伝統など地域特性を活かし、地域住民に喜ばれ親しまれる中心市街地の形成とともに、観光客をはじめ訪れる人たちにとって魅力ある活気にあふれたまちづくりの推進を目的とし、「中心市街地に関する法律」の規定に基づく会社として平成21年3月に設立された。(出資額:高山商工会議所3,000万円、高山市500万円、高山本町会商店街振興組合250万円、十六銀行250万円、大垣共立銀行250万円、北陸銀行250万円、高山信用金庫250万円、飛騨信用組合250万円)

設立後5年以上が経過したが、専従の職員が配置されておらず、具体的な事業展開が進んでいないのが現状である。

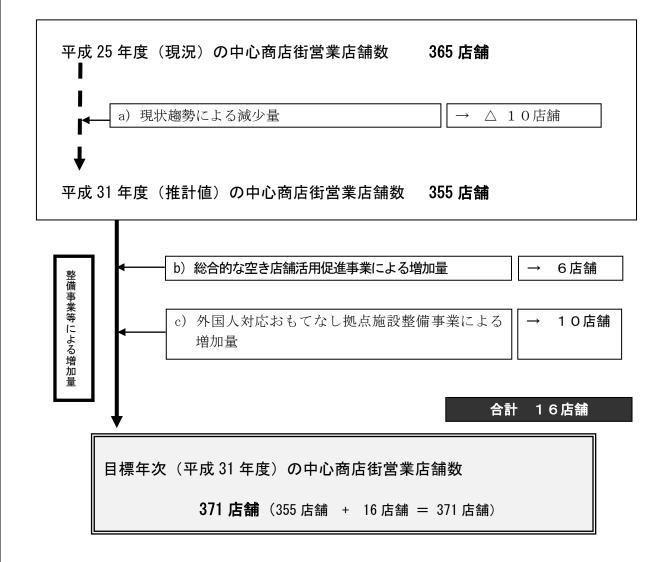
平成27年度からは構成団体より職員を派遣し人員体制を確保するとともに、空き店舗活用を核とした中心市街地活性化の取り組みを一体的に進めていく。

まちづくり会社の実施事業

- ○チャレンジショップ事業 (公募型 店舗改修・家賃助成)
 - ・最初から独立店舗を開設することが困難な事業者に対し、一定期間低廉な価格で店舗を貸し出すことを目 的に、公募型の空き店舗活用事業を実施
- ○商店街振興等に係る各助成金交付事務
 - ・商店街機能強化事業助成金(チャレンジショップ事業他)交付事務
 - ・空き店舗対策事業助成金(家賃助成・シースルーシャッター等設置他)交付事務
 - ・まちなか活性化イベント助成金交付事務
 - ・まちなか居住促進事業助成金(住宅の新改築・家賃他)交付事務
- 各種調查事業等
- ・中心市街地内の空き家や空き店舗について、所有者の意向等の確認による利用可能な物件のデータ集積
- ・中心商店街の歩行者の通行量調査及び閉店時間調査
- 補助金受付事務
- ○指定管理事業の受託(駐車場、公共施設管理)
- ○アンテナショップ事業(直営店)
 - ・地場産品の紹介や販売、消費者の反応を探ることを目的としたアンテナショップの運営
- ○外国人対応おもてなし拠点施設整備事業

- ・誰もが気軽に立ち寄ることのできる店舗の集結した外国人対応おもてなし拠点施設の整備
- ○レンタルスペース運営事業
- ・空き家を利用した長期滞在者向けレンタル施設の運営
- ○インキュベーション施設運営事業
 - ・空き店舗を利用した起業家育成や産学連携、地域企業の活動などを支援する施設の運営
- ○朝市区画のチャレンジショップ的な活用事業
 - ・朝市組合との協働による起業希望者への短期区画貸付事業の企画・運営
- ○まちなか活性化イベント(集客事業、講座、体験事業)の企画・運営
 - ・商店街が実施するイベント等の企画・運営
- ○まちの魅力アップ応援事業
- ・商店街等のまちづくり計画に基づいた店舗改修や家賃に対しての補助及びまちづくり計画策定への協力

数値目標の根拠として、以下のフローに沿って検討を行う。

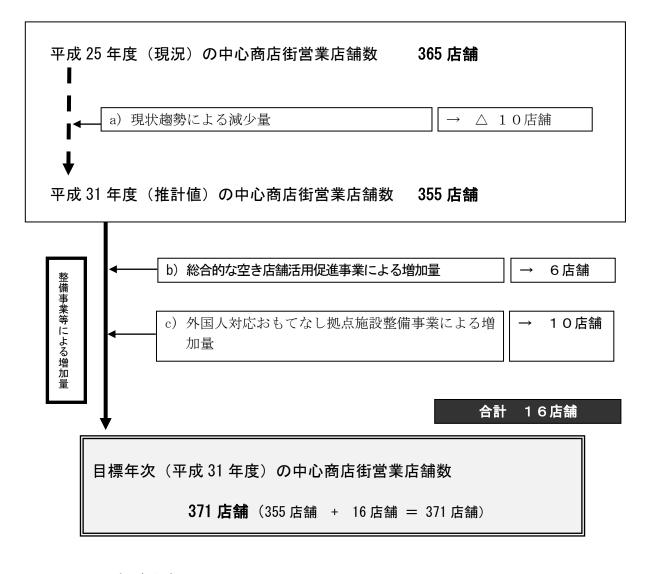


フォローアップの考え方

毎年8月に、中心商店街の営業店舗数・空き店舗数の調査を行い、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。

- ・誰もが気軽に立ち寄ることのできる店舗の集結した外国人対応おもてなし拠点施設の整備
- ○レンタルスペース運営事業
 - ・空き家を利用した長期滞在者向けレンタル施設の運営
- ○インキュベーション施設運営事業
 - ・空き店舗を利用した起業家育成や産学連携、地域企業の活動などを支援する施設の運営
- ○朝市区画のチャレンジショップ的な活用事業
 - ・朝市組合との協働による起業希望者への短期区画貸付事業の企画・運営
- ○まちなか活性化イベント(集客事業、講座、体験事業)の企画・運営
 - ・商店街が実施するイベント等の企画・運営
- ○体験交流型ゲストハウス整備事業
- ・体験交流をテーマとした宿泊施設の整備

数値目標の根拠として、以下のフローに沿って検討を行う。



フォローアップの考え方

毎年8月に、中心商店街の営業店舗数・空き店舗数の調査を行い、数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた事業の改善措置を講じる。

(4) 略

(4) 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

略

- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項略
- 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略
- 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業等の内容
- (1) 略
- (2) ①略
- (2)②略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

		1次110円に内圧 アンチ木		
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び 必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
 〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	の事項
商店街機能強化事業				
(略)				
〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
商店街魅力創出等調査事				
業				
(略)			()	
[事業名]	(略)	(略)	(略)	
外国人対応おもてなし拠				
点施設整備事業				
〔略〕 〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
インキュベーション推進	(一位)	(四百)		
事業				
(略)				
〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
ふるさと伝承記録整備事				
業 (祭礼復興事業)				
(略)				
〔事業名〕	市	人道橋の整備により対岸の商	〔支援措置〕	計画区
人道橋整備事業		店街や拠点施設への周遊性の向	景観まちづく	域の重
〔事業内容〕		上を図る。	り刷新支援事	複
まちなかの回遊性向上の		にぎわい空間を形成すること	業補助金	
ため、宮川朝市通りと本町		により、歩行者の増加を図るも	(景観まちづ	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

略

- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項略
- 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 取
- 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
- [1] 略
- 「2] 具体的事業等の内容
- (1) 略
- (2) ①略
- (2)②略
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

) 中心印制地(//面)生化に貫 9	っての他の又	.仮拍旦に関連りる尹未		
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び 必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
商店街機能強化事業				
(略)				
[事業名]	(略)	(略)	(略)	
商店街魅力創出等調査事	(50)	(64)	(64)	
業				
(略)				
〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
外国人対応おもてなし拠				
点施設整備事業				
(略)				
〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
インキュベーション推進				
事業				
(略)				
〔事業名〕	(略)	(略)	(略)	
ふるさと伝承記録整備事				
業 (祭礼復興事業)				
(略)				
〔事業名〕	市	人道橋の整備により対岸の商	〔支援措置〕	計画区
人道橋整備事業		店街や拠点施設への周遊性の向	景観まちづく	域の重
[事業内容]		上を図る。	り刷新支援事	複
まちなかの回遊性向上の		にぎわい空間を形成すること	業補助金	
ため、宮川朝市通りと本町		により、歩行者の増加を図るも	(景観まちづ	

商店街の拠点施設等を接続する。 1箇所(橋長42m、幅員3 m、桁数2) 〔実施時期〕 平成29年度~ 平成31年度		のであり、住みやすいまちとに ぎわいのあるまちを実現するた め必要である。			商店街の拠点施設等を接続する。 1箇所(橋長42m、幅員 <u>4</u> <u>m</u> 、桁数2) 〔実施時期〕 平成29年度~ 平成31年度		のであり、住みやすいまちとに ぎわいのあるまちを実現するた め必要である。	くり刷新モデル地区) 〔実施時期〕 平成29年度~ 平成31年度	
[事業名] 人道橋周辺賑わい創出事業 [事業内容] 人道橋左岸北側の古民家 を取得。商業施設等として 改修整備する。 1箇所(敷地213.93㎡) [実施時期〕 平成31年度	市	人道橋左岸北側の町屋を活用した商業施設整備により周遊性の向上を図る。 にぎわい空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	景観まちづく り刷新支援事 業補助金 (景観まちづ くり刷新モデ	計画区域の重複	〔事業名〕 人道橋周辺賑わい創出事業 〔事業内容〕 人道橋左岸北側の古民家を取得。商業施設等として改修整備する。 1箇所(敷地310.74㎡) 〔実施時期〕 平成31年度		人道橋左岸北側の町屋を活用した商業施設整備により周遊性の向上を図る。 にぎわい空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	り刷新支援事 業補助金 (景観まちづ	· · · —
[事業名] 宮川朝市通り修景整備事 業 (略)	(野各)	(甲各)	(略)	(略)	[事業名] 宮川朝市通り修景整備事業 (略)	(冊各)	(暗各)	(略)	(昭)
[事業名] リバーサイド修景事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	〔事業名〕 リバーサイド修景事業 (略)	(野各)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 商店街リバーサイド修景 事業 (略)	(略)	(明各)	(略)	(略)	[事業名] 商店街リバーサイド修景 事業 (略)	(백各)	(昭)	(略)	(略)
[事業名] 宮川水辺景観整備事業 (略)	(略)	(野各)	(略)	(略)	[事業名] 宮川水辺景観整備事業 (略)	(晔)	(町各)	(略)	(服各)
[事業名]まちひとぷら座かんかこかん運営事業(略)	(晔)	() () () () () () () () () ()	(略)		〔事業名〕まちひとぷら座かんかこかん運営事業(略)	(晔)	(略)	(略)	
(4) 国の支援がないその他の事事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び 必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項) 国の支援がないその他の事 事業名、内容及び実施時期	事業 実施主体	目標達成のための位置付け及び 必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
〔事業名〕 芸術家滞在交流事業 (略)	(略)	(略)			〔事業名〕 芸術家滞在交流事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕	(略)	(略)			〔事業名〕	(略)	(略)		

山桜神社周辺整備				山桜神社周辺整備				
(略)〔事業名〕ドリーミンショップ事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)〔事業名〕ドリーミンショップ事業(略)	(略)	((略)	
〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促 進事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促 進事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕文化財保護事業(春・秋の高山祭)(略)	(略)	(略)		〔事業名〕 文化財保護事業 (春・秋の高山祭) (略)	(略)	(略)		
[事業名] 世界文化遺産登録推進事 業 (略)	(略)	(略)		[事業名] 世界文化遺産登録推進事 業 (略)	(略)	(野各)		
〔事業名〕 地産地消推進事業 (略)	(略)	(略)		〔事業名〕 地産地消推進事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 来訪者まちかど案内事業 (略)	(略)	(略)		〔事業名〕 来訪者まちかど案内事業 (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 観光案内機能の強化 (略)	(略)	(略)		〔事業名〕 観光案内機能の強化 (略)	(略)	(略)		
[事業名]歴史ガイドボランティア 育成事業 (略)	(略)	(略)		〔事業名〕歴史ガイドボランティア育成事業(略)	(略)	(野各)		
[事業名] 市民によるまちづくり活 動事業 (略)	(略)	(略)		〔事業名〕市民によるまちづくり活動事業(略)	(略)	(略)		
[事業名] 協働により取り組む各種 活性化イベント (略)	(略)	(略)		[事業名] 協働により取り組む各種 活性化イベント (略)	(略)	(略)		
〔事業名〕 外国人観光客への販売環 境の充実 (略)	(略)	(略)		〔事業名〕 外国人観光客への販売環 境の充実 (略)	(略)	(略)		
[事業名] バリアフリー観光の推進	(略)	(略)		〔事業名〕 バリアフリー観光の推進	(略)	(略)		

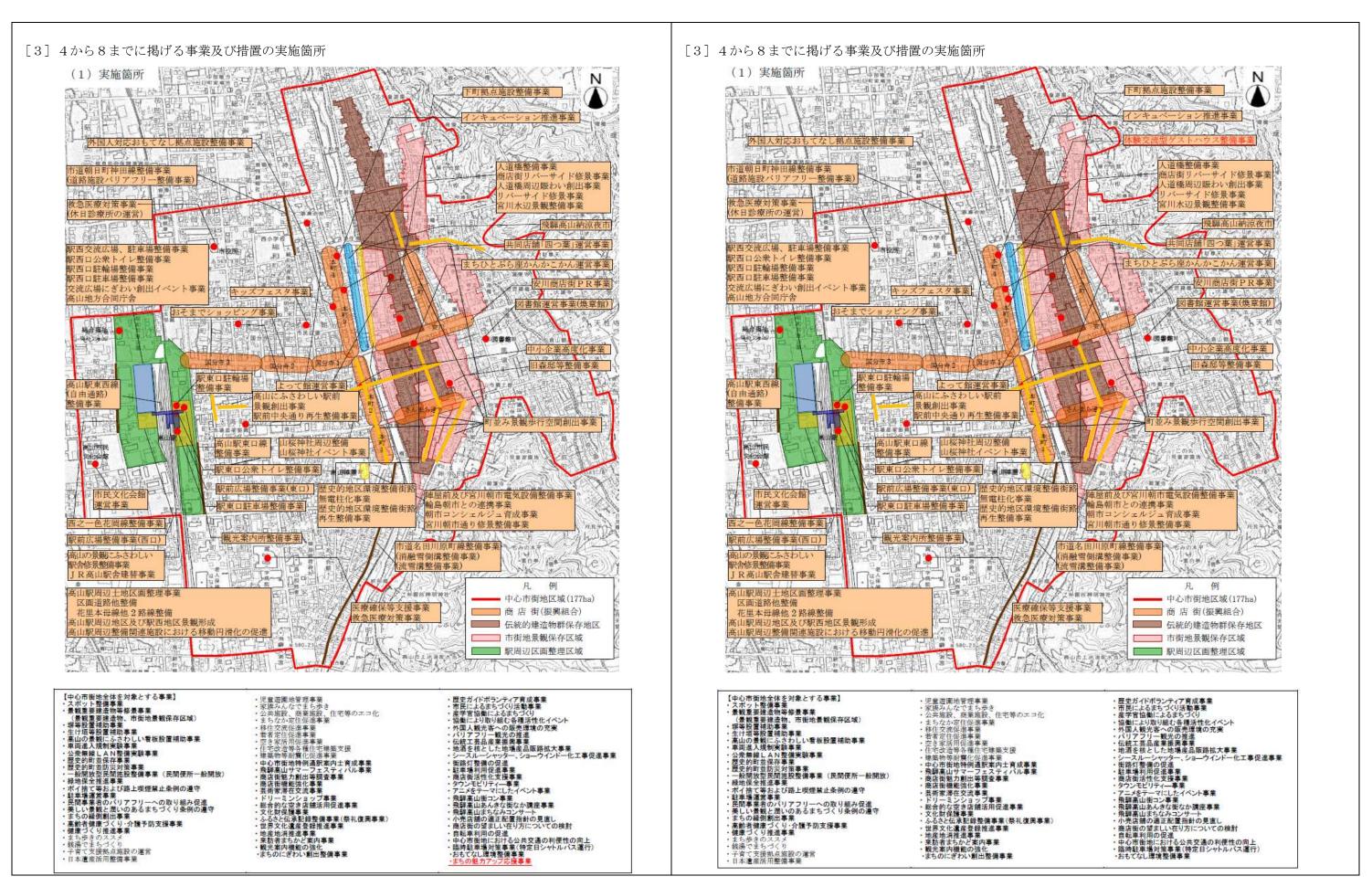
(略)		(略)			
〔事業名〕 伝統工芸品産業振興事業 (略)	(略) (略)	〔事業名〕 伝統工芸品産業振興事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 地酒を核とした地場産品 販路拡大事業 (略)	(略)	〔事業名〕 地酒を核とした地場産品 販路拡大事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 陣屋前及び宮川朝市電気 設備整備事業 (略)	(略)	〔事業名〕 陣屋前及び宮川朝市電気 設備整備事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 輪島朝市との連携事業 (略)	(略) (略)	〔事業名〕 輪島朝市との連携事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕朝市コンシェルジュ育成事業(略)	(略) (略)	[事業名]朝市コンシェルジュ育成事業(略)	(略)	(略)	
[事業名]おそまでショッピング事業(略)	(略) (略)	[事業名]おそまでショッピング事業(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕シースルーシャッター、ショーウインドー化工事促進事業(略)	(略)	〔事業名〕シースルーシャッター、ショーウインドー化工事促進事業(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 街路灯整備の促進 (略)	(略)	〔事業名〕 街路灯整備の促進 (略)	(略)	(略)	
[事業名] 交流広場にぎわい創出イ ベント事業 (略)	(略) (略)	[事業名] 交流広場にぎわい創出イ ベント事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 商店街活性化支援事業 (略)	(略) (略)	〔事業名〕 商店街活性化支援事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 山桜神社イベント事業 (略)	(略) (略)	〔事業名〕 山桜神社イベント事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 よって館運営事業 (略)	(略)	〔事業名〕 よって館運営事業 (略)	(略)	(略)	

		<u> </u>			·	
〔事業名〕 共同店舗「四つ葉」運営事 業 (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 共同店舗「四つ葉」運営事 業 (略)	(略)	(略)	
(略)[事業名]タウンモビリティー事業(略)	(略)	(略)	(事業名〕タウンモビリティー事業(略)	(略)	(略)	
[事業名]アニメをテーマにしたイベント事業(略)	(略)	(略)	〔事業名〕 アニメをテーマにしたイ ベント事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕キッズフェスタ事業(略)	(略)	(略)	〔事業名〕キッズフェスタ事業(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 飛騨高山街コン事業 (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 飛騨高山街コン事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 飛騨高山あんきな街なか 講座事業 (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 飛騨高山あんきな街なか 講座事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 飛騨高山納涼夜市 (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 飛騨高山納涼夜市 (略)	(略)	(略)	
[事業名]飛騨高山まちなみコンサート(略)	(略)	(略)	[事業名]飛騨高山まちなみコンサート(略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 安川商店街PR事業 (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 安川商店街PR事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕 小売店舗の適正配置指針 の見直し (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 小売店舗の適正配置指針 の見直し (略)	(略)	(略)	
[事業名] 商店街の望ましい在り方 についての検討 (略)	(略)	(略)	[事業名] 商店街の望ましい在り方 についての検討 (略)	(略)	(略)	
[事業名] まちのにぎわい創出整備 事業 (略)	(略)	(略)	〔事業名〕 まちのにぎわい創出整備 事業 (略)	(略)	(略)	
〔事業名〕	(略)	(略)	〔事業名〕	(略)	(略)	

		l I		1		_		
	し環境整備事業				おもてなし環境整備事業			
(略)					(略)			
<u>削除</u>					[事業名]	まちづくり	外国人対応おもてなし拠点施	
					体験交流型ゲストハウ	ス会社	<u>設、免税カウンターを設置する</u>	
					整備事業		など外国人観光客の誘客に積極	
					[事業内容]		的に取り組んでいる商店街にあ	
					日本文化や飛騨高山文	化	る伝統的町屋づくりの空き家を	
					の体験や長期滞在がで		賃借して改修を行い、体験交流	
					る施設を整備する。		をテーマとした宿泊施設を整備	
					〔実施時期〕		<u>する。</u>	
					平成29年度~平成31年月	F	<u>商店街等の協力を得ながら多</u>	
					1 4000 1 1000 1 1000	<u> </u>	くの人に日本文化や飛騨高山文	
							化の体験や長期滞在できる施設	
							を整備することは、にぎわいの	
							あるまちを実現するため必要で	
							ある。	
		<u>市</u>	中心市街地における商店街等		新規追加			
<u>〔事業名〕</u>	_	111	が商店街区域等において、まち		327798234			
	カアップ応援事	まちづくり	づくり計画を策定し、計画に基					
<u>業</u>		<u>まらりくり</u> <u>会社</u>	づいた改修等を行った場合に、					
<u>〔事業内容</u>		五社	補助金を交付するとともに、市、					
	のまちづくり計		まちづくり会社、タウンマネー					
	いた店舗改修や							
	して補助する。 /p. 1-78990天円		ジャーが連携し、商店街等の計画等はなった。					
	<u>′2、上限200万円。</u> 、上限160万円【1		画策定に協力する。このことに					
	/2、上限120万円		より、自主的な取り組みによる					
	、1/3、上限80		調和のとれた魅力あふれるまち					
万円【3年			づくりを促進し、活力向上を実					
	づくり計画の策		現するため必要である。					
定に協力す								
〔実施時期								
平成31年度								
<u> </u>	<u>z -</u>							
						I		
2 /かた7ま	でに掲げて車業五	47%世器 し <i>二十</i>	的に推進する事業に関する事項		8.4から7までに掲げる事	業及び措置と一位	めに推進する事業に関する事項	
	くに拘りる事業が	くい指国と一体	PUにIEሥりの尹未に関りの尹垻		[1]略	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
[1] 略					E = 3 = 6			

[2] 略

[2]略



- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 市町村の推進体制の整備等

庁内推進体制

- (1) 高山市中心市街地活性化推進室の設置 (略)
- (2) 高山市中心市街地活性化推進会議の設置

高山市の中心市街地の活性化を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年9月30日に副市長を委員長とし部長級の職員で構成する高山市中心市街地活性化推進会議を設置した。

推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課(室)長で構成する幹事会を設置した。

■高山市中心市街地活性化推進会議名簿

	職名
委員長	<u>理事</u>
副委員長	都市政策部長
委員	企画部長
委 員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民活動部長
委員	福祉部長
委員	市民保健部長
委員	環境政策部長
委員	農政部長
<u>委</u> 員	<u>林政部長</u>
委員	商工観光部長
委員	海外戦略部長
委員	建設部長
委員	教育委員会事務局長

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 市町村の推進体制の整備等

庁内推進体制

- (1) 高山市中心市街地活性化推進室の設置 (略)
- (2) 高山市中心市街地活性化推進会議の設置

高山市の中心市街地の活性化を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年9月30日に副市長を委員長とし部長級の職員で構成する高山市中心市街地活性化推進会議を設置した。

推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課(室)長で構成する幹事会を設置した。

■高山市中心市街地活性化推進会議名簿

	職名
委員長	<u>副市長</u>
副委員長	都市政策部長
委員	企画部長
委 員	総務部長
委 員	財務部長
委員	市民活動部長
委員	福祉部長
委員	市民保健部長
委員	環境政策部長
委員	農政部長
新規追加	新規追加
委 員	商工観光部長
委員	海外戦略部長
委員	建設部長
委員	教育委員会事務局長

■高山市中心市街地活性化推進会議 幹事会名簿

職名		
幹事	企画課長	
幹事	<u>ブランド戦略課長</u>	
幹事	危機管理課長	
幹事	財政課長	
幹事	税務課長	
幹事	協働推進課長	
幹事	生涯学習課長	
幹事	福祉課長	
幹事	子育て支援課長	
幹事	高年介護課長	
幹事	健康推進課長	
幹事	医療課長	
幹事	環境政策推進課長	
幹事	生活環境課長	
幹事	農務課長	
幹事	林務課長	
幹事	商工課長	
幹事	観光課長	
幹事	海外戦略課長	
幹事	建設課長	
幹事	維持課長	
幹事	都市計画課長	
幹事	建築住宅課長	
幹事	教育総務課長	
幹事	文化財課長	

■中心市街地活性化推進会議の開催状況

開催日	会 議 名	会 議 内 容
平成 27 年 1 月 27 日	第1回推進会議の開催	中心市街地活性化基本計画(案)について

(3)高山市議会(略)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 (略)

■高山市中心市街地活性化推進会議 幹事会名簿

職名		
幹事	企画課長	
新規追加	新規追加	
幹事	危機管理課長	
幹事	財政課長	
幹事	税務課長	
幹事	協働推進課長	
幹事	生涯学習課長	
幹事	福祉課長	
幹事	子育て支援課長	
幹事	高年介護課長	
幹事	健康推進課長	
幹事	医療課長	
幹事	環境政策推進課長	
幹事	生活環境課長	
幹事	農務課長	
幹事	林務課長	
幹事	商工課長	
幹事	観光課長	
幹事	海外戦略課長	
幹事	建設課長	
幹事	維持課長	
幹事	都市計画課長	
幹事	建築住宅課長	
幹事	教育総務課長	
幹事	文化財課長	

■中心市街地活性化推進会議の開催状況

開催日	会 議 名	会 議 内 容
平成 27 年 1 月 27 日	第1回推進会議の開催	中心市街地活性化基本計画(案)について

(3)高山市議会(略)

[2]中心市街地活性化協議会に関する事項

(略)

(1) 開催状況

開催日	会 議 名	会 議 内 容
平成 27 年 1 月 28 日	第1回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について
平成 28 年 4 月 28 日	第2回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成 29 年 2 月 6 日	第3回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年 6 月 2 日	第4回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 1 月 29 日	第 5 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 4 月 27 日	第6回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成 30 年 6 月 1 日	第7回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 9 月 18 日	第8回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 31 年 2 月 6 日	第9回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年5月31日	第 10 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更につい て

(2) 意見書提出

- ① 平成27年 2月 5日提出(意見内容については、P146に掲載)
- ② 平成28年 2月12日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

③ 平成29年 2月 6日提出

「意見〕

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

④ 平成29年 6月 2日提出

「意見〕

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑤ 平成30年 1月29日提出

「意見〕

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑥ 平成30年 6月 1日提出

(1) 開催状況

開催日	会 議 名	会 議 内 容
平成 27 年 1 月 28 日	第1回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について
平成 28 年 4 月 28 日	第2回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等 について
平成 29 年 2 月 6 日	第3回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年 6 月 2 日	第4回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 1 月 29 日	第 5 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 4 月 27 日	第6回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成 30 年 6 月 1 日	第7回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 9 月 18 日	第8回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 31 年 2 月 6 日	第9回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
新規追加		

(2) 意見書提出

- ① 平成27年 2月 5日提出(意見内容については、P146に掲載)
- ② 平成28年 2月12日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

③ 平成29年 2月 6日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

④ 平成29年 6月 2日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑤ 平成30年 1月29日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑥ 平成30年 6月 1日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑦ 平成30年 9月18日提出

「意見」

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑧ 平成31年 2月 6日提出

「意見〕

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑤ 令和元年 5月31日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

協議会からの意見書(平成27年2月5日受理)(略)

[3] 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項略
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
- 12. 認定基準に適合していることの説明

略

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑦ 平成30年 9月18日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑧ 平成31年 2月 6日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

新規追加

協議会からの意見書(平成27年2月5日受理) (略)

[3]略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項略
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項略
- 12. 認定基準に適合していることの説明